

＝令和6年度鳥取県医療勤務環境改善支援センター第1回労務管理セミナー＝

- 日 時 令和6年12月13日(金) 午後1時30分～午後3時
- 会 場 鳥取県医師会館（Web配信会場） 鳥取市戎町317番地
- 開催方法 会場参加とWeb参加（Zoomを使ったオンラインセミナー）
ハイブリッド方式
- 対象者 県内医療機関の管理者、労務管理の責任者・担当者など
- 主 催 鳥取県医療勤務環境改善支援センター
（鳥取労働局・鳥取県委託事業）
- 共 催 公益社団法人鳥取県医師会

概 要

医療機関の管理者、労務管理の責任者・担当者の方々を対象に、医師の時間外労働の上限規制が令和6年4月1日から適用されている。鳥取労働局からは、「時間外・休日労働上限規制への対応についての留意点について」、鳥取県医療政策課からは、「医師の働き方改革に関する現状報告」について説明を行った。

内 容

1. 「時間外・休日労働上限規制への対応についての留意点について」医療機関における労働時間管理のポイントについて)

〈鳥取労働局労働基準部監督課指導係長
山田和広〉

労働時間の管理を適切に行うにあたっては、まず「労働時間」の意味について正確に理解しておかなければならない。また、「労働時間管理ができています」と言うためには、単に出退勤時間や残業時間数を記録するに留まらず、その日に医師が行った各作業がそれぞれ労働時間に当たるのかどうか、明確に切り分けができていることが必要である。



医師の研鑽が労働時間に当たるかどうかを考えるにあたっては、「黙示の指示」の有無の判断が最も難しいポイントである。実際の裁判例が判断の参考になるが、そもそも難しい判断をしなくても済むよう、院内ルールの設定等により、研鑽が労働時間に該当するの否かを明確にしておくことが望ましい。

労働者である医師に対しては、労働基準法（労働基準法施行規則）・医療法で定める面接指導、労働安全衛生法で定める面接指導の2種類を行わなければならない場合があるが、どのような場合にどちらの面接指導を行う必要があるのか、混同することのないよう注意されたい。また、2種類の面接指導の両方が必要な場合であっても、要件

を満たせば、労働基準法（労働基準法施行規則）・医療法で定める面接指導のみの実施でよいとされる場合もあるので、参考とされたい。

医師の宿日直許可については、既に取得済である医療機関も多いと思うが、許可取得後の事後措置についても留意が必要である。許可後に適切な運用がなされているか、労働基準監督署から確認を行うこともある。不適切な運用を行っていた場合、宿日直勤務に対する割増賃金の支払等が必要となるほか、宿日直許可取り消しとせざるを得ない場合もある。

勤務管理改善についての相談等があれば、お気軽に所轄の労働基準監督署あてにお問い合わせいただきたい。

2. 医師の働き方改革に関する現状報告

〈鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課医療人材確保室課長補佐 西本明子〉

令和6年度からの新たなルールとして、時間外労働の上限規制が開始され、県内で特定労務管理対象機関（特例水準の医療機関）は、連携B水準1病院、B水準2病院である。その他の病院はA水準である。新たな指定意向が生じる場合は、県へ連絡をお願いしたい。

また、令和6年4月以降における医療法第25条第1項に基づく立入検査については、面接指導の実施状況、休息時間の確保状況等が適切に実施されているかを確認して必要に応じて指導、改善命令を行う。また、医療法等関係法令違反に繋がる

恐れのある場合は、勤改センターと連携して支援を行い、改善が見込まれない場合は是正・改善報告を求めたり、労働局への情報提供等を行うこともある。

県内医療機関への施行後の影響調査として、今年の6月に県内の病院、有床診療所等を対象に「実態調査アンケート」を実施した。また、9月～12月において、勤改センターが県内43病院を対象に医師の働き方改革により生じている影響等について、訪問個別支援を行っており、引き続きご理解・ご協力をお願いしたい。

勤務環境改善に係る補助金として、「地域医療介護確保基金事業補助金」及び「医師・看護職員等の仕事と育児の両立応援事業補助金」の活用について説明があった。

最後に、県政広報枠を活用した「医師の働き方改革」に係る情報発信として、新聞（5/19日本海新聞掲載）、県政テレビ「#キニナルとっとり」6/29放送、とっとり県政だより7月号に掲載している。また、適正受診の普及啓発等も引き続き取り組んでいく予定である。加えて、厚生労働省の公式ウェブサイト『「医師の働き方改革」.jp』において、一般国民向けに医療機関のかかり方をはじめ、医師の働き方改革への理解、協力を促す内容になっている。医療機関においても当該媒体等を活用しながら取組を進めていただきたい。

また、医療機関を対象としている特設サイトは引き続き、いきいき働く医療機関サポートWeb（いきサポ）である。医療機関向けの研修会等のイベントや制度解説・最新情報が掲載されているため、併せて活用していただきたい。

参加者

アクセス数：26

- ・参加医療機関：18医療機関（25人）
- ・医療労務管理アドバイザー：8人

会場参加者：9人

計42人

